令和４年度　波多津漁港維持運営計画

令和４年４月１日

（趣旨）

第１条　波多津漁港（伊万里市管理、第２種漁港）の維持管理を円滑に行うため、伊万里市漁港管理条例第３条の規定に基づき、市の管理する漁港施設（以下「甲種漁港施設」という。）のうち基本施設、機能施設（附帯用地及び安全施設を含む。）について、令和４年度の維持運営計画を次のとおり定める。なお、甲種漁港施設の維持管理に関しては、漁港漁場整備法（昭和２５年法律１３７号）、伊万里市漁港管理条例（昭和３６年条例２号）及び関連法令等の規定に基づき管理するものとする。

（基本施設の利用）

第２条　甲種漁港施設のうち、基本施設の利用については、次のとおりとする。

２　外郭施設（防波堤、護岸及び突堤）は、船舶及び漁具などの放置を認めない。

３　係留施設（岸壁及び物揚場）は、陸揚げ及び漁船の休憩のために使用する。ただし、休憩のための利用を優先しつつ、漁具その他漁業用資材積込等のために使用することができる。

４　休憩漁船の係留方法は、縦づけを原則とする。ただし、漁具の積下ろし等の場合には、横づけを認める。

５　浮桟橋及び船揚場は、陸揚げのために使用する。

６　水域施設（泊地）は、漁船の航行、操船及び係留のためのものであり、基本的には、漁船以外の船舶の使用を認めない。ただし、許可を受けた船舶においては、漁船以外の船舶でも漁業活動等に支障のない範囲で、使用を認める。

（機能施設の利用）

第３条　甲種漁港施設のうち、機能施設（輸送施設）の利用については、次のとおりとする。

２　漁港内における交差点では必ず一時停止する。

３　輸送施設（道路）を利用する者は、道路交通法を遵守し、他の車両の通行に支障を与えないこと。

４　前項及び前々項の規定に関わらず、漁港区域内の秩序維持のため、漁港管理者が特に指示した場合は、この限りではない。

（甲種漁港施設の管理）

第４条　波多津漁港の維持管理を円滑に行うため、令和４年度の甲種漁港施設の管理業務の一部を次のとおり委託する。

２　件名は、「令和４年度　波多津漁港管理事業　波多津漁港管理業務委託」とする。

３　委託先は、「佐賀玄海漁業協同組合」とする。

４　委託内容は、次のとおりとする。

（１）　業務場所は、伊万里市波多津町辻地内とする。

（２）　業務期間は、令和４年４月１日から令和５年３月３１日までとする。

（３）　業務内容は、係船状況巡回指導、漁港清掃及び漁港用地除草とする。

５　漁港管理業務に関しては、別途、業務委託契約を締結し、その委託費用を決定するものとする。

６　受託者は、漁港漁場整備法及び伊万里市漁港管理条例の規定の他、関連法令及び例規の規定を遵守すること。